

北海学園大学

法学部報

[卷頭特集]	
座談会「模擬裁判」	1
[研究室訪問]	
他の法領域と交錯する刑法 神元隆賢	3
政策法務と自治体法—私の研究教育 福士 明	4
[教室の窓から]	
続・紐育物語 樽見弘紀	5
[もっと知りたい]	
司法書士 合格体験記	6
法科大学院 新司法試験結果と合格者のことば	6
法学部各種入試一覧・行事予定	7

2011.1.20 No.24

Faculty of Law



座談会「模擬裁判」



『模擬裁判ことはじめ』

第1回模擬裁判は、法学部開設の1964（昭和39）年と同時に発足した法研究会が、翌年の十月祭に参加し、当時の大谷会館にて開催した「紳一尊属殺人」。北大助手を経て新設法学部に就任された同研究会顧問半田正夫先生（民法・現・青山学院大の理事長）指導の下、北大で模裁にかかわった4年生を招き、1年生が刑法と刑事訴訟法を概観する講義を授かって、その開催に結実。今日同研究会恒例の年間主要事業として定着している。

池田 きょうは、先日開催された第38回模擬裁判で、重責を果たされた3人にお話を伺います。今回の演題は『私は彼に殺されました』でした。そもそも模擬裁判のテーマは毎年どのように決められるんですか？

高野 そうですね、年ごとに違うかもしれません、会員にアンケートをとって、その意見を参考にしつつ、話題性のある、時代性に沿ったものを扱います。例えば、いじめが問題になっているときはそれを題材にし、インターネットを使った殺人が問題になっているときはそれを取り上げたり、といった。社会性を反映して作ろうという

意識で臨みます。

池田 今回は刑事事件で、同意殺人罪と殺人罪との境界線の問題ということですが。社会性という点では、どういった問題があるのでしょうか。



池田先生（法研究会顧問）

高野 去年の5月から裁判員制度が実施されていますが、模擬裁判に裁判員制度を探り入れたのは、今回で4度目になります。でもこの制度の実施からまだ日が浅く、それほど一般に浸透していないということで、今回もまた裁判員制度を扱うこととして、その対象となる重大な刑事事件を選びました。裁判員に就く立場から、真っ先に頭をよぎることは「法律の知識が無い自分に人を裁くことができるのか」という不安だと思います。それで今回は、ごく普通の人でも判断できるような、殺害の同意が有ったの

か無かったのか、を問題にしました。いろんな視点でそれを考えてもらって、「ああ、こういうことなら自分にもできるんだ」と、知ってもらおうと。

斉藤 裁判員制度を取り扱ったこれまでの模擬裁判は、制度自体の紹介に重点が在ったんです。今回は、制度の内容に立ち入って理解を深めてもらうために、裁判員の中に主役をおきました。これまで被告人が主役なんですが、今年は被告人と裁判員、両方に主役を置いてストーリー性をもつよう努めました。

池田 裁判員の主役性とは、どのようなものですか？

伊藤 この裁判員は、過去にいじめられていた体験を持ち、少し内気な人物という設定です。被告人に同情する気持を持っていて、それ故に考えが偏りすぎてなくて、いろんな視点を持てると言うか。…説明難しいなあ。

池田 先輩から、補充ありますか（笑）

斉藤 ええと、今回のストーリーでは、他の裁判員が、もう被告人は犯人だ、殺人罪だと思うような傾向が強いのですが。この主役の裁判員は、「もし本当に同意があったとしたらどうなるんだろう」という、逆目線の視点を持っていて。そこで裁判員の評議をより深く掘り下げていく、というストーリーなんです。

高野 僕の考えでは、裁判員制度の導入には反対も強く、まだ定着していないと思うんです。今回のように、1人にスポットを当てて、その心情の揺れを描くことで、裁判が感情に流されてしまうという危ない面と、他方で事件の柔軟な見方ができるという良い面と、その両面を見せて、お客様には裁判員制度をじっくり考えもらう契機を提供できたらと思っています。

池田 今回の模擬裁判で、苦労した、大変だったということなどは？

高野 やっぱり2年生の演技指導が大変だったので…。特にキャスト・配役を担当する一年生は、まだ法律の知識もそれほど無いですし。

伊藤 そうですね…、確かに、やってみな



伊藤翔汰（2年：来年度実行委員長）

いと分らないところがあるというか。1年生は何も知らない状態ですから、演技指導としての「ああして欲しい、こうして欲しい」が押し付けになる面もあります。僕も去年、教わっていた時、そうでしたから。

高野 そんなこと思ってたのか（笑）。

伊藤 いやいや（笑）。それから、台本作りの時も、会話が成立しないというか。

斎藤 法的な論点という面で、ということ？

伊藤 そうですね。証拠としての会話にならないとか、ちゃんとシナリオにならなくて。

池田 焦点が絞り切れていたかったり、全体のシナリオの中で「何故その会話が必要なのか」という、目的が明確でない場合もあります。傍聴人にも、演ずる者にとっても、シナリオ作りでは気の使うところですね。

高野 模擬裁判というのは、現実の裁判ではない。演劇的な要素がありますから。でも単なる演劇では決してない。裁判としての論点を、お客様にどう解りやすく伝えるのか。お客様に退屈な思いをさせないためにも、法律的な用語を淡々と単調に使い続けることはできない。その調整がとても難しいですね。演劇だからと言って大仰に、感情を大げさにしそうたら、裁判としては違うだろうし。

池田 演劇と裁判と、その調整はかなり難しいでしょうね。セリフ作りもそうだけれど、キャストもですね。演技を受け持つのが一年生であればなおのこと、会話の内容を理解しないままでは、傍聴人にも納得いただけませんから。

ところで、模擬裁判を実行するに当たっての企画運営面は、順調でしたか？

斎藤 それが、例えばスケジュール管理な

んか、今年はいろんなことが遅れて、結構ぎりぎりでした。最初に決める事実概要—これは今年の模擬裁判ではこういった事件を扱うという骨格なんですが、これで行こう！と、いったん決めたものが途中で変更されて。それまでに色々資料収集とかもしていたものが、また一からの練り直し。そのためにはスタートから遅れ、作業全体が遅れがちになってしまいました。特に11月は本当に大変でした。

池田 ストーリーが変更になったのは、なぜですか？

斎藤 じつは、当初は「心神耗弱」をテーマに扱う予定でした。精神的な疾患を抱えた人による殺人で、責任能力が問題になる事件です。一度はこれでやろうと決定したのですが、その後、やっぱりこのテーマでは難しいのではないかと。

高野 このテーマは、すごくデリケートな問題ですよね。扱い方によっては、差別的なものになってしまう。扱うためには様々なことを検討する必要があって、やはり今年度の実行は無理だろうと。変更やむなしという結論になりました。

池田 それは、思いがけない遠回りでしたね。大変だったでしょうけれど、貴重な勉強になりましたよね。

斎藤 これが来年に活かされたら嬉しいな、と。ですよね？



斎藤慧（3年：副実行委員長）

高野 俺の無念を晴らしてくれ（笑）。

伊藤 はい、わかっております（笑）。

池田 それでは最後に、来年度以降の模擬裁判についてお聞かせください。例えば、これまでのテーマをみると、刑事裁判が多いのですが、この点、今後の展望としては

どうでしょうか？

伊藤 そうですね…、僕自身はまだ刑事事件で裁判員制度を扱うべきだと思うのですが。より身近なものとしては民事がよいかなど、悩んでもいます。

池田（民事手続専攻の立場から）プレッシャーかけたわけじゃないよ。

一同（笑）。

斎藤 裁判員制度の是非はあるとしても、模擬裁判のテーマとしてこれを続ける意味があるのか、検討する必要があるよね。

高野 そもそも、そろそろ刑事のネタがね…（笑）。

斎藤 確かに。

伊藤 どれもこれも、似たりよったりになってきているような…。

斎藤 刑事事件だと“重い”よね。「うわ、今回の模擬裁判は人死がでるのか」って。民事の方が、バトルっていうか。



高野翔人（3年：実行委員長）

高野 民事事件で、面白いおかしい事件を扱うことで、皆の気持ちを引くのもありかも。「法律ってこういう点でも問題になるのか」って。

池田 でも、そもそも民事法廷での弁論は書面で進むために、おおかた傍聴していても内容が解らなくて、面白くないですよね（笑）。まあ、そんな感じでいろいろ挑戦してみてください。ほかに一言、このさい何かありますか？

高野 来年度は、みんなが見に来てくれるよう、アピールを（笑）。

伊藤 ええと（笑）。できる限り簡単な題材から、傍聴くださる方にわかりやすい裁判にしようと思っています。ぜひ皆さん、ご来聴ください。

（編集：石月）

他の法領域と交錯する刑法

刑法と他の法領域の違法概念

刑法総論では、違法性に関する議論が大きなウェイトを占めている。しかし、違法性の概念は刑法だけではなく民法、商法、労働法など複数の法領域で用いられており、これら各法領域における違法性概念の相互関係をどのように理解すべきかが問題となる。これにつき、違法一元論は、違法性の概念を刑法と他の法領域との間で統一された一元的なものと解すべきであると主張し、違法多元論は、違法性の概念を全法領域間で統一することは困難で、民法では違法だが刑法では適法という場合もありうると主張する。もっとも、他の法領域と異なり、刑法では、刑罰による制裁は極力避けるべきであるとする謙抑性の要請が強く働く。そこで、違法一元論からは、民法では違法で刑法でも違法だが、可罰的といえる程度の違法性はない場合がありうるとする可罰的違法性論が展開された。これに対し、違法多元論からは、ある法領域で違法と判断されるか否かは刑法の違法判断に本来関係するものではないが、刑法の謙抑性の要請により、民法では適法だが刑法では違法と判断することは許されず、逆に民法では違法だが刑罰をもって処罰するほどの「刑法的違法」がないと判断することは許されるとの主張が展開された。以上のようにして、違法一元論と多元論のいずれを探ったとしても、刑罰を用いるべき違法があるというためには、民法等の他の法領域でも違法といえなければならないとの結論が導かれることになる。

刑法と民法の交錯

しかし、刑法各論とくに財産犯の分野では刑法と民法が交錯する問題が多くあり、その中には、民法では適法だが刑法では違法と解されているものもある。例えば、振込依頼人が誤って意図しない者の口座に送金してしまったところ、当該口座名義人がこれを奇貨として銀行で払い戻した場合にどのような刑事责任を負うかという、誤振込預金払戻しの問題がこれにあたる。かつての刑事判例は、誤振込預金を占有離脱物と解して占有離脱物横領罪の成立を認めるものと、銀行員に対する詐欺罪の成立を認めるものが混在し、学説上は詐欺罪説が有力であった。当時の下級審民事判例は、誤振込による預金債権を無効と解しており、これに拠れば、民法上無効である

預金債権の払戻しは刑法上も詐欺罪を構成すると容易に説明したのである。しかし、平成8年の最高裁民事判決は、下級審判例を覆し誤振込による預金債権を有効とした。これに拠れば、民法上有効である預金債権の払戻しを、刑法上違法と判断することは困難となる。にもかかわらず、その後の刑事判例は、刑法上の問題は別であるとか、口座名義人には誤振込があった旨を銀行に告知すべき信義則上の義務があるなどとして、依然として詐欺罪の成立を認めているのである。刑法の謙抑性からすれば、むしろ不可罰説が検討されて然るべきであるが、このような主張をする論者は極めて少ない。

さらに、被給付者が相手方（給付者）を欺罔して不法原因給付をさせた場合に詐欺罪の罪責を負うかという、不法原因給付と詐欺罪の問題もある。判例・多数説は詐欺罪の成立を認めるが、民法第708条は給付者の不法原因給付物返還請求権を否定しており、給付者が財産犯の成立を根拠づける財産上の損害を負ったと説明できるのかが議論されている。学説上は、刑法上は私法上の権利性と一応独立して当該給付物の占有を保護すべきであるから、当該給付物の処分が民法の保護を受けないことは、詐欺罪の成立を認めるうえで問題とならないとの主張が古くからある。しかし、民法が保護しない利益を刑法で保護するというのは、刑法の謙抑性に反するのではないかとの疑問が生ずる。そこで、近年は、不法の原因が受益者のみに存在した場合には、不法原因給付の成立を否定する民法第708条但書が適用され、給付者には受益者に対する返還請求権が認められるから、受益者=行為者に対する詐欺罪が成立するとの主張が展開されているが、詐欺罪の成立範囲と民法第708条但書の適用範囲を完全に重ね合わせができるかは、慎重な検討を要する。

学生の皆さんへ

以上に挙げたもの他にも、刑法の問題であっても、他の法領域の解釈を常に意識して議論を展開する必要のあるものは多数ある。学生の皆さんには、刑法のみならず他の法領域の解釈論も十分に学習し、柔軟な法的思考能力を習得するよう心がけてもらいたい。

(法学部准教授 担当:刑法)



神元 隆賢

政策法務と自治体法 —私の研究教育



福士 明

私は、本学では、自治体法の講義を担当しています。研究対象としては、政策法務という分野を専門としており、条例等の自治立法、法令の執行・争訟、立法・執行評価、国に対する法令の制定改廃の提言といった自治体の法務活動を検討しています。ここでは、そのうち最近の関心事である「法制評価」を中心に報告します。

政策法務の取組内容

「政策法務」は、自治体の政策を条例の制定や法令の自主的な解釈といった法務を活用して実現していく取組です。近年、ポイ捨て禁止条例やまちづくり条例、さらに進んで、議会基本条例や自治基本条例を制定する自治体が多くなっていますが、このような自治体の取組が政策法務の取組内容の一部をなしているということになります。ちなみに、この政策法務の研究分野は、この20年程度で開拓された新しい分野で、2000年の第一次分権改革を経て、飛躍的に発展してきています。東京都の三鷹市が先駆的ですが、北海道でも苫小牧市のように自治基本条例に「政策法務」の取組を特に定めている自治体も登場してきていますし、自治体職員の研修では、全国的に「政策法務研修」が盛んです。これに伴って、政策法務に関する研究の取組も厚みを増してきました。私自身は、最初に「自治体の不作為賠償責任」という行政救済論のテーマから始めて、それから、徐々に、自治体における立法政策論、政策実現の手続論、自治体法務の担当組織論などに興味関心を広げてきています。

政策法務のマネジメント

現在取り組んでいるのは、「法制評価」というテーマです。もともと国や自治体の政策決定過程について興味を持っていましたが、自治基本条例の制定に関わる過程などで政策法務を自治体の政策決定の過程にしっかりと組み込んで着実に運用して行くには、どのような仕組みが必要なのかということに関心を向けてきました。そのひとつの考え方として「政策法務のマネジメント」というものがあります。これは、政策法務のプロセスとしては、①条例等の立法、②法令の執行・争訟対応、③立法・執行評価、

および④国法改革の提言を想定し、これら政策法務のプロセスに関して、それらを支える組織と人材のマネジメントを計画的に行っていくべきという考え方です。実際、静岡市では、「静岡市政策法務推進計画」を策定し、「政策法務」を組織・人材の面から計画的に推進していく取組が行われています。「法制評価」は、このような政策法務のプロセスのひとコマですが、自治立法（条例等）や国の法令の執行を評価することによって、自治体の「立法（条例等）」や国の「法令」を改善していくという作業を行なうものです。

法制評価の実践

法制評価の研究課題として、現在取り組んでいるのは、法制評価の一般理論を構築するという作業と循環型社会形成推進基本法に基づく國の循環法体系の評価を行うという作業です。法制評価の一般理論としては、立法の個別評価 — 例えば、立法の必要性、有効性、効率性、協働性、適法性 — や法体系評価 — 基本法との整合性、横断的体系整合性、体系全体の効果 — といった基準を設定し、このような観点から、循環型社会形成基本法の下における容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、建築資材リサイクル法、食品リサイクル法、資源有効利用促進法、あるいは廃棄物処理法などの循環法体系のレビューを行うといった作業です。このような「法制評価」は、政策法務のプロセスを循環させていくためのカギとなる作業ができると思われます。このような法制評価の重要性は自治体においても認識され始めており、神奈川県や横浜市、そして、北海道も条例評価の取組を行なっているところです。

政策法務と自治体法

私の担当する自治体法は、自治体に関する法を講義の対象としています。自治体が地域住民のために自立した存在になるためには、自治体運営の法システムを自ら構築し、住民のための政策を実現していかなければなりません。この講義も自治体の政策法務の人材育成に多少なりとも貢献できると幸いであると思っているところです。

(法学部教授 担当：自治体法)

続・紐育物語

樽見 弘紀



学生から花束を受け取るマンディバーグ博士

本学教員のための在外研修制度を利用させていただいて1年間、米国ニューヨーク市に滞在し、去る2010年8月末に帰国した。

マンハッタン島に住まうのはこれが人生2度目であるが、早いもので前回の帰国からほぼ20年という歳月が過ぎていた。振り返れば、強くつよく願った結果の「2度目」であったとも思えるが、いざ実現してみると若干の自論見違いもあった。それ相応の分別を身にまとい、多少の蓄財をなしてこのまちに舞い戻る予定が、身なりも、気分も、懐具合までもが今より20歳若かったあの頃とさして違いがなかったのである。

加えて、住まいも一緒。信じ難いかもしれないが、偶然にも空きが出て借りることが出来たマンハッタン東61丁目のアパートメントは、入居してみれば、前回、大学院生として借りていたまさにその部屋であった。

その部屋「14B」から、毎週水曜日は地下鉄を乗り継いで、コロンビア大学のジム・マンディバーグ博士の大学院の授業「社会起業論」に受講生のひとりとして参加させていただいた。現在、法学部の学生と一緒にポール・オースターの『ムーン・パレス』(コロンビア大学界隈が主たる舞台)を英語で読んでいて、今はちょうど主人公のマーコ・フォッグが大学構内やその周辺を彷徨しつつ呻吟している場面だが、マーコの悲痛なまでの心持ちとはおよそ無関係に、風景描写の一つひとつがもう懐かしくて、嬉しくて仕方がない。

また、水曜日以外の平日はマンハッタン郊外の、ロックランド郡オレンジバーグに通うのが日課だった。西42丁目のバスセンターからバスでハドソン河を対岸に渡り、両車窓に拡がる美しい邸宅街を小1時間かけてくねくねと抜けると、今回の僕の身請け先になっていたカトリック系の大学、ドミニカンカレッジの緑豊かなキャンパスに至る。ドミニカンから客員教授としての処遇と研究室の提供を受ける代わりに、同大学ビジネススクール(経営大学院)での「社会起業論」の講義担当をしぶしぶ承服したのだった。

他人様より遅れて研究者を志し、40歳を目前にして何とか本学に教職を得た身には「学びつつ教える」——有り体にいえば「授業の自転車操業」——は赴任以来の習わしである

からまったく違和感はないのだが、担当科目がカリキュラムの上で(仕上げコースとしての)「キャップストーン」に分類されていることを知るや、その言葉の重さにしばし途方に暮れた。

それでもなんとか1セメスター分(2010年1月~4月)の講義を乗り切ることが出来たのは、水曜日ごとのジム・マンディバーグ先生の授業の効能が大きい。社会問題にビジネスで答えを出さんとする社会起業の研究教育の分野でジムは明らかに先頭集団を走るお一人。たまたま周回遅れで肩を並べる機会に与った僕は、コロンビアの教壇に立つジムに独特の身ぶり・手ぶりから気の利いた英語表現に至るまで、模倣し、咀嚼し、成り切って、それを今度はドミニカンの教壇で再現しようと試みた。上手くいくこともあり、上手くいかないこともあつたが、幸いにも伸びやかな郊外育ちの学生たちはおしなべて寛容だった。

僕にとってジムは研究教育上のインスピレーションの源泉であっただけではない。マンハッタンに独特のエスニシティやダイバーシティの楽しみ方を教えてくれたのもジムその人であった。

たとえば、ヘルズキッチン(地獄の台所)地区のタイ料理店「チャンパン」には奥さんも含め何度かご一緒いただいた。ジム夫妻は、こここのバナナの葉っぱで包んで蒸し焼きにしたティラピア料理がことのほかお気に入りだったが、一度は、同じくマンハッタン暮らしの長男も一緒に親子二人してご相伴に与った。イーストハーレムにアメリカ人の友人と住み、ニューヨークでただいま大発生中のベッドバグ(トコジラミ)の襲来に怯える日々を送る貧乏学生の長男はティラピアに「旨い! 旨い!」と感嘆の声を上げたが、やがてその両方のまぶたに蚊に刺されたようなハレモノが浮かび上がってきたのが傍目にも分かった。マンハッタンで生をうけ、人生の最初の数年を「14B」で過ごした長男は生まれつきのナツツ・アレルギー。当時、チョコやシリアルに潜む「ナツツ地雷」を一度ならず踏んでひどい目に遭わされていた。そのたびに新米父親の僕は泣き叫ぶ我が子を小脇に抱え、病院を探してマンハッタン中を右往左往したことが今では懐かしい。当然、「タイ料理は地雷原」が親子の共通認識としてあったが、魚料理までとは……まったく

の油断だった。まさに「ティラピア、お前もか?」の思いがした。痛苦の表情を悟られまいと、ジム夫妻のウィットある問いかけに最後まで笑顔で応え通した長男。その20年分の成長を少しだけ誇らしく思った。

コロンビア大学では現在、ふたつの大学院——ビジネススクールと、ジムが所属するソーシャルワークスクール——が社会起業家教育でしのぎを削っている。「何だかんだいっても、実際に社会起業家として起つ卒業生の数はこちらが向こうさんの10倍」というのがジムの自慢のひとつであるが、目が飛び出るほど高いコロンビア・ビジネススクール2年分の学費でたっぷりと背負い込んだ学生ローンを早期に完済するには、まずは取得したMBAを最大活用して利益追求ド真ん中のビジネスに身を置くより他ない、というのが案外あちら側の学生さんの事情なのかもしれない。

翻って、精神障害をもつ人々の自立支援に理論と実践で向き合ってきたジムの軸足は、公益性よりも社会性の方に大きく踏み込んでいる。社会サービスの受け手自身がサービスの投げ手側に回る、いわば「当事者起業」の可能性を熱く語るジムの真摯な姿は、研究者のものというよりは、常に障害をもつ人々に寄り添ってきた「現場の専門家」のそれである。その眼差しが、社会起業を単に手段や手法として捉え勝ちであった自身の性向にクサビのように深く突き刺さって、この先やすやすと抜け落ちることはなさそうだ。

帰国がジムの海外出張と重なって、ろくにおれも言えずに札幌に戻ってしまったことを大いに悔いていたのだが、再会の機会は意外にもあっさりと訪れた。帰国から間もないある日、在日アメリカ大使館他の招きに応じてなんとジムが東京にやってくる、と聞き及んだ。すぐに向田法学部長や法学部事務室の鈴木事務長、武田係長を通じて法人本部に掛け合っていただき、実現に漕ぎつけたのが先の12月11日(土)、本学で開催されたジム・マンディバーグ氏特別講演会「人々を幸せにする社会起業のデザイン」である。ジムが提起する新しい社会変革のかたちが200名を超える学生や教職員の関心を惹きつけたものと確信しているが、一方で、僕にとっては「最後の授業」として深く心に刻まれたのであった。

司法書士 合格体験記



岩原 史弥

北海学園大学 法学部 3年生



小刀祢 健大

北海学園大学 法学部 卒業

平成22年の司法書士試験は、7月4日に筆記試験が行われ、10月12日に口述試験が行われた。今年の合格者数は、947名であり、合格率は、約2.855%（対出願者数）であり、最難関試験の1つである。札幌（受験地別合格者数）の合格者は24名、そのうち本学の卒業生、在学生は4名であり（資料参照）、大変喜ばしい結果である。法学部の池田教授は、合格者を賞賛したうえで、さらに司法試験にもチャレンジすることを期待される。

本学卒業生、在学生の中には、司法書士試験に興味を持っていたり、実際に法職講座等を受け、受験勉強をしている方も多いのではないかと思われる。そのため、今年の合格者2名に合格体験記をお願いした。

◎北海学園大学司法書士試験合格者数

	3年生	4年生	卒業生	合計
2009年	1	1	3	5
2010年	1	2	1	4

私が司法書士を目指すきっかけ

私がこの職業について知ったのは、大学1年の夏でした。民法の講義中、白井先生が法職講義の説明と司法書士はどういった職業なのかを説明しにきました。この説明にすごい刺激を受けた私は、法職講座に試しに行ってみることにしました。この講義では、勉強の仕方を教えてくれるだけではなく、司法書士の魅力であったり、司法書士になって良かったことなどを教えてくれたりして、私の司法書士になりたいという決心を固められました。

受験勉強と合格した今

受験勉強は、正直に言って相当つらいものでした。何もしてないのに涙が出てくるほどです。けど、それは何物にも代えがたい貴重な体験で、ちょっとしたことには動じなくなっていましたし、つらいときに支えてくれる家族、友人がいることに気づけて、自分では人としての成長があったと思います。合格した今、司法書士を目指して勉強を始めた時よりこの資格を勉強して良かったと思ってます。

合格の先に

司法書士を目指したきっかけとしては、私は、もともと自分らしい、自分にしかできない仕事を就きたいと考えていました。そこで、学内の法職講座によって司法書士という職を知りました。簡裁代理権獲得によって従来の登記業務にくわえて制限はありますが訴訟業務、成年後見と職域が広がり、かつ比較的独立開業しやすいという面においてやりがいのある仕事と思えるのではないかと考えたので司法書士を目指すに至りました。

この試験の合格率は3%にも満たなく本当に厳しく生半可な気持ちでは継続は難しいです。ただ、どうしても司法書士になりたいという決意をもっているのであれば必ずいつかは合格できるので当然リスクはありますが目指すべきだと思います。私自身も、3度目の受験で合格できたので継続することがこの試験で最も重要でかつ難しいことであると実感しています。高い志をもって司法書士を目指している方と実務で会えたら嬉しく思います。

(編集：千葉)

法科大学院 新司法試験結果と合格者のことば

法科大学院の2011年度A日程の入試状況をお知らせし、また2010年の新司法試験の結果と、合格者の談話を紹介します。

◎2011年度A日程入試状況

法科大学院の2011年度A日程入試は、10月23日・24日に、札幌・東京の会場で行われました。志願者・受験者・合格者の数字は、別表をご覧ください。未修者の合格判定は、適性試験（100点）・小論文（200点）・面接（100点）・書類審査（10点を上限に加点）の合計点で行われました。また、既修者認定試験は、未修者試験合格者のうち民事法（220点）・公法（180点）・刑法（120点）の合計が260点（50%）以上を合格としました。合格者のうち、本学出身者は2名でした。なお、2011年度B日程入試は、2011年2月26日・27日に札幌・東京の会場で実施されます。

◎2010年新司法試験結果

2010年、北海学園大学法科大学院から新司法試験に3名の合格者を出しました。合格者の1人、本間裕美さんの体験談をご紹介します。



本間 裕美

新潟県立村上高校、上智大学法学部国際関係法学科卒業、北海学園大学法科大学院標準未修者コース2008年3月修了。2010年度司法試験合格、司法修習生。

弁護士を目指した原点は労働問題にあります。それ以外にも社会的弱者はたくさんいますから、まずは広く勉強する機会を持つてればと思っています。そして、社会的弱者を支えていくことが、今後の私たちの使命だと考えています。そのためにも、気軽に相談してもらえる弁護士を目指します。

少人数制の法科大学院は先生との距離が近く、学生一人ひとりを覚えていてくれて、各々に合った指導をしてくださいます。事務の方々も親身になって勉学環境を整えてくださいました。修了後は法務研究員として大学で勉強することもでき、本当にお世話になりました。

恵まれた環境をどう活用するかは自分次第。法曹になりたいという気持ちを持ち続け、勉強に専念することが大切です。社会人も受け入れる法科大学院なので、社会経験のある人がチャレンジし、続いてほしい。そんな社会人受験生の励みになれば、うれしいですね。

◎2011年度A日程入試結果

区分	単願		併願者	合計
	未修者	既修者		
志願者	標準履修課程	20	0	15 35
	長期履修課程	6	0	3 9
	総計	26	0	18 44
受験者	標準履修課程	20	0	15 35
	長期履修課程	6	0	3 9
	総計	26	0	18 44
合格者	標準履修課程	14	1	— 15
	長期履修課程	3	1	— 4
	総計	17	2	— 19

2011年度 法学部各種入試一覧

社会人特別入学試験

●Ⅱ期(面接・小論文)

募集人員: 2部法学部 面接 20名 小論文14名

出願期間: 2011年2月14日(月)から

[郵送] 24日(木) 消印有効

[窓口] 26日(土) 正午締切

試験日: 2011年3月5日(土)

* 法学部1年次入学試験は、学部単位で募集します。所属学科(法律・政治)は入学後1年次末に決定します。

大学院法学研究科 入学試験

●修士課程Ⅱ期

一般・社会人特例選抜入試

募集人員: 法律学専攻 7名、政治学専攻 5名

出願期間: 2011年1月18日(火)～28日(金)

試験日: 2011年2月18日(金)

●博士(後期)課程

一般・社会人特例選抜入試

募集人員: 法律学専攻 2名、政治学専攻 2名

出願期間: 2011年1月21日(金)～2月1日(火)

試験日: 2011年2月19日(土)

法学部編入学試験 (3年次編入)

募集人員: 1部法律学科 推薦を含め20名

1部政治学科 推薦を含め10名

2部法律学科 若干名

2部政治学科 若干名

●Ⅱ期(一般・推薦)

出願期間: 2011年1月28日(金)～2月7日(月)

試験日: 2011年2月26日(土)

学内推薦制度について (修士課程)(法学研究科)

法学研究科は昨年度の入試から、学内推薦入試を実施しています。この入試制度は、本研究科が定める出願資格*を満たした出願者に対して、口述試験によって選抜をおこなうものです。

* 2011年3月に卒業見込みの北海学園大学4年生で、「卒業研究」または「演習Ⅲ」を履修し、この「卒業研究」または「演習Ⅲ」担当教員の推薦がある者。

入試制度・出願資格等の詳細については、「学生募集要項」でお知らせしております。

なお、出願期間・試験日は修士課程の日程と同様です。

法科大学院(法務研究科) 入学試験

●B日程

出願期間: 2011年2月1日(火)～2月14日(月)

小論文試験(法学既修・未修者共通)

面接試験(法学既修・未修者共通)

試験日: 2011年2月26日(土)

法学既修者認定試験

試験日: 2011年2月27日(日)

出願資格、必要書類など についての問合せ先

[社会人特別入試] 入試部

電話 011-841-1161(内線2210)

[法科大学院入試] 法学部事務室

電話 011-841-1161(内線2420・2421)

[それ以外の入試] 法学部事務室

電話 011-841-1161(内線2228)

2011年度 北海学園大学オープンキャンパス実施

●第1回オープンキャンパス: 2011年 6月25日(土)

●第2回オープンキャンパス: 2011年 8月 6日(土)・7日(日)

●第3回オープンキャンパス: 2011年10月 1日(土)

お問い合わせは入試部

(電話:011-841-1161 内線:2210)へ

お願ひいたします。

北海学園大学ホームページ <http://www.hokkai-s-u.ac.jp>

北海学園大学法学部報
第24号 [2011年1月20日発行]

発行:北海学園大学法学部

〒062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号

TEL:011-841-1161(代) FAX:011-824-7729

印刷:中西印刷

〒007-0823 札幌市東区東雁来3条1丁目1-34

TEL:011-781-7501 FAX:011-781-7516

行事予定

2010年度

- 2月 1日(火) 第2学期定期試験終了
4日(金) 第2学期追試験申込受付
5日(土)
9日(水) 入学試験
12日(土)
16日(水) 第2学期追試験
19日(土)
3月 5日(土) 社会人Ⅱ期入試
10日(木) 卒業生発表
卒業延期者ガイダンス
11日(金) 進級生発表・所属学科発表
卒業延期者等面談
15日(火) 学部研究生入学試験
21日(月) 卒業証書・学位記授与式
(卒業祝賀会)
28日(月) 新3年次編入生ガイダンス※

2011年度

- 4月 1日(金) 新2～4年次ガイダンス
4日(月)
6日(水) 演習／外国書購読申込(予定)
7日(木) 入学式
8日(金) 演習／外国書購読申込(予定)
8日(金) 新入生ガイダンス
9日(土)
12日(火) 第1学期授業開始
15日(金) 演習／外国書講読許可者発表
履修相談
15日(金) 再募集申込※
16日(土)
19日(火) 履修登録受付
22日(金)
21日(木) 9月卒業申込受付開始
16日(月) 学園創立記念日
5月25日(土) 第1回オープンキャンパス
6月20日(水) 第1学期授業終了
7月21日(木) 補講日
25日(月)
26日(火) 第1学期定期試験
5日(金)
8月 6日(土) 夏季休業開始
6日(土) 第2回オープンキャンパス
7日(日)
8日(月) 第1学期追試験申込受付
9日(火)
1日(木) 第1学期追試験
9月 5日(月)
17日(土) 9月卒業生発表
19日(月) 夏季休業終了
20日(火) 第2学期授業開始

※は未定

2010年度学部報委員:千葉華月・石月真樹・福士 明

デザイン:畠山尚デザイン制作室

写真撮影:泉澤宏昭(ヒロフォト・アド)